

消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物を指定する件

昭和 53 年 1 月 5 日

消防本部告示第 2 号

改正：平成 23 年 8 月 16 日 消防局告示第 3 号

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 36 条第 2 項の規定により、消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検を行わせなければならない防火対象物を次のとおり指定する。

消防法施行令別表第 1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1,000 平方メートル以上のもの

附 則（平成 23 年告示第 3 号）

この告示は、平成 23 年 8 月 16 日から施行する。